



自転車安全運転 取組事例集

～正しい自転車のルールとマナーを～

令和7(2025)年11月

栃木県

生活文化スポーツ部くらし安全安心課



目次

1. はじめに

- 趣 旨・・・・・・・・・・・・・P 2
- 自転車重体・死亡事故事例・・・・・・・・・・P 3
- 高校生の交通事故発生状況・・・・・・・・・・P 4～5
- ヘルメット非着用の負傷率・死亡率・・・・P 6～7
- 保険加入の必要性・・・・・・・・・・・・・P 8～9
- 道路交通法の改正・・・・・・・・・・・・・P 10～12

2. 自転車安全利用促進のための取組

- STEP 1～4 段階ごとの取組・・・・・・・・・・P 13
- STEP 1 教職員全員で自転車の安全利用について考えよう・・・・P 14～18
 - ・施策例・事故の被害者や加害者になってしまった場合のデメリット・具体的な指導事項の例・ひと工夫した取組
- STEP 2 保護者への理解と啓発を・・・・・・・・P 19
- STEP 3 生徒が主体となった取組を企画し実行しよう・・・・・・・・P 20～P 21
 - ・文化祭や立哨啓発での着用推進活動・部活動などの生徒による着用推進活動
- STEP 4 近隣高校と取組を企画し実行しよう・・・・・・・・P 22

3. その他

- 各種ホームページ紹介・・・・・・・・P 23
- 指導に使える教材・・・・・・・・P 24
- 指導用チェックリスト・・・・・・・・P 25



1. はじめに

趣 旨

自転車乗車中の交通事故の発生件数は、全交通事故の発生件数の約3割(令和2年～6年統計)を占め、大変高い割合で推移しています。

直近の令和6年の統計では、[※]自転車乗車中の交通事故当事者数のうち約2割を高校生が占めるという、大変厳しい状況となっており、令和元年を最後に高校生の自転車乗車中の交通死亡事故は発生していないものの、未だ高校生が犠牲となる交通事故の発生は絶えず、重傷事故も発生しています。

(※自転車乗車中の交通事故当事者数～全自転車乗車中の人身交通事故における負傷者や原因者など、交通事故に直接関係している者の数。全当事者1,085人/高校生218人)

栃木県では、くらし安全安心課と教育委員会事務局学校安全課、警察などが連携し、高校生が自転車事故に遭わない、起こさないための交通安全教育やヘルメット着用促進のための支援を推進してきましたが、未だ高校生が犠牲となる交通事故の発生は絶えず、また、命を守るためのヘルメットの着用についても着用率が向上しない状況にあります。

そこで、高校生に一番身近で接し指導する立場にある教職員の方々に、高校生が交通事故の犠牲者とならない取組にご助力いただきたいと考え、指導の一助となるよう本事例集を作成しました。

自転車ヘルメットの着用をはじめとした、自転車の安全で適正な利用に向けた取組をより一層推進されるようお願いいたします。



1. はじめに

自転車重体・死亡事故事例



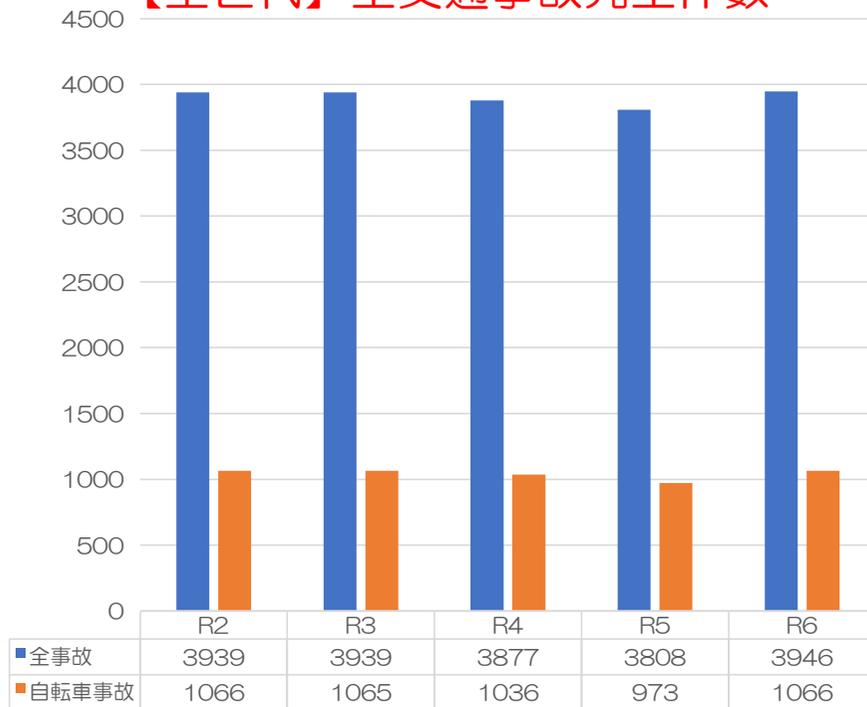
1. はじめに

高校生の交通事故発生状況



データ引用：栃木県警察

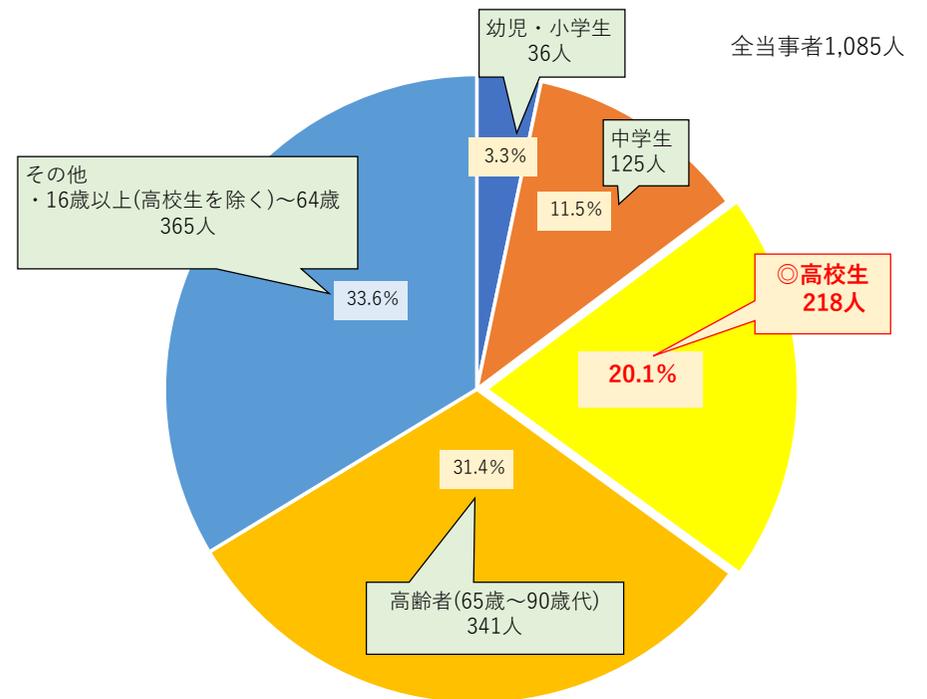
【全世代】全交通事故発生件数



単位：件

- ・ここ5年は全事故、自転車事故ともほぼ横ばいで推移
- ・全事故の約3割を自転車が関係する事故が占めている。

階層別自転車事故発生状況 R6年 当事者数

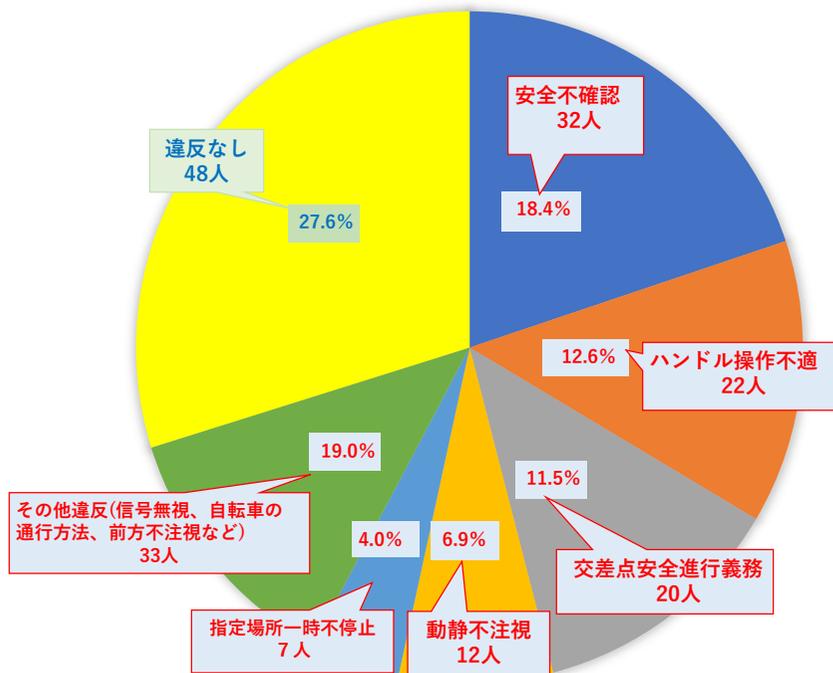


- ・高校生は、高齢者やその他の階層に比べ、年齢幅が3年間であるにも関わらず、高い比率となっている。
- ※当事者～自転車乗車中の人身交通事故の負傷者や原因者など、交通事故に直接関係している者

1. はじめに

高校生の交通事故発生状況

【高校生】自転車事故原因別発生状況（R5年全当事者数：174人）



- 高校生の自転車事故の約7割は、何らかの交通違反が原因となっている。
- 登下校の時間帯に最も多く発生している。

※当事者～自転車乗車中の人身交通事故の負傷者や原因者など、交通事故に直接関係している者

※R6年の自転車事故原因別発生状況は未発表



データ引用：栃木県警察

～ 生徒さんに伝えて欲しいこと ～

○ 自転車の交通事故の状況

自転車の交通事故における高校生の当事者数は、全体の約2割と高い割合を占め、その多くは、**登下校の時間帯**に発生しています。高校生の交通死亡事故は、令和元年(2019)に1件発生し、1人の方が亡くなっています。

以後、自転車使用の高校生の死亡事故はありませんが、生命の危険に関わる重篤な交通事故は、毎年のように発生しています。

○ 「交通ルールを守る」ことは自分を守ること

令和5年の高校生の自転車の交通事故では、**当事者の約7割は、何らかの交通違反が交通事故の原因**となっています。

違反のない安全走行をしていれば、交通事故の約7割を防ぐことができます。

交通事故から身を守るには、まず「交通ルールを守る」ことです。自分が**被害者にも加害者にもならないために**「交通ルール」を守りましょう。

○ 自転車ヘルメットをかぶろう！

交通事故は、過失(ミス)で起こります。どんなに交通ルールを守っていても、交通事故に遭ってしまうことがあります。万が一に備えて、命を守る**自転車ヘルメット**をかぶりましょう。

衝突や転倒などから**頭部を守り**、死亡や重症化のリスクを軽減しましょう。

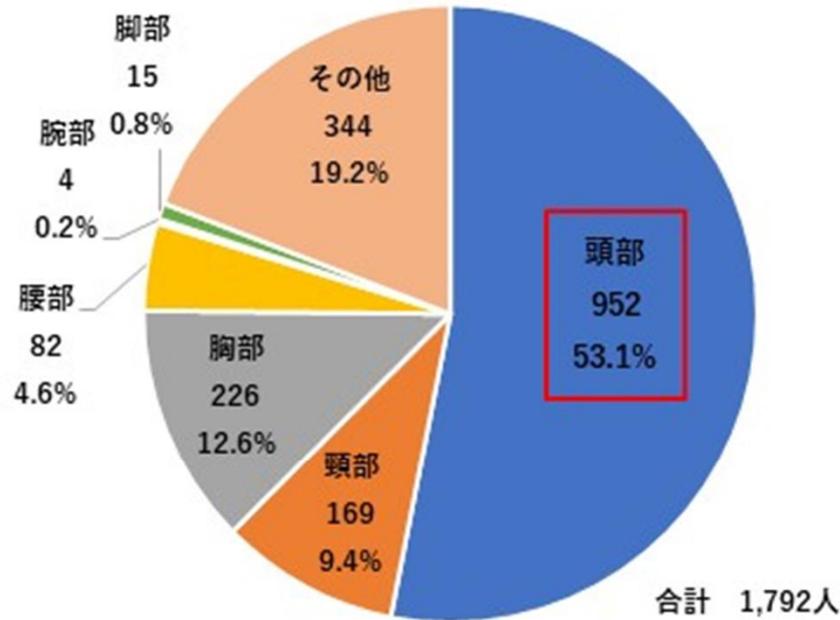
1. はじめに

ヘルメット非着用の負傷率・死亡率



引用：警察庁HP

自転車乗用中死者の人身損傷主部位（致命傷の部位）
【令和2年～令和6年合計】



・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較【令和2年～令和6年合計】



(注) 自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

1. はじめに

ヘルメット非着用 of 負傷率・死亡率

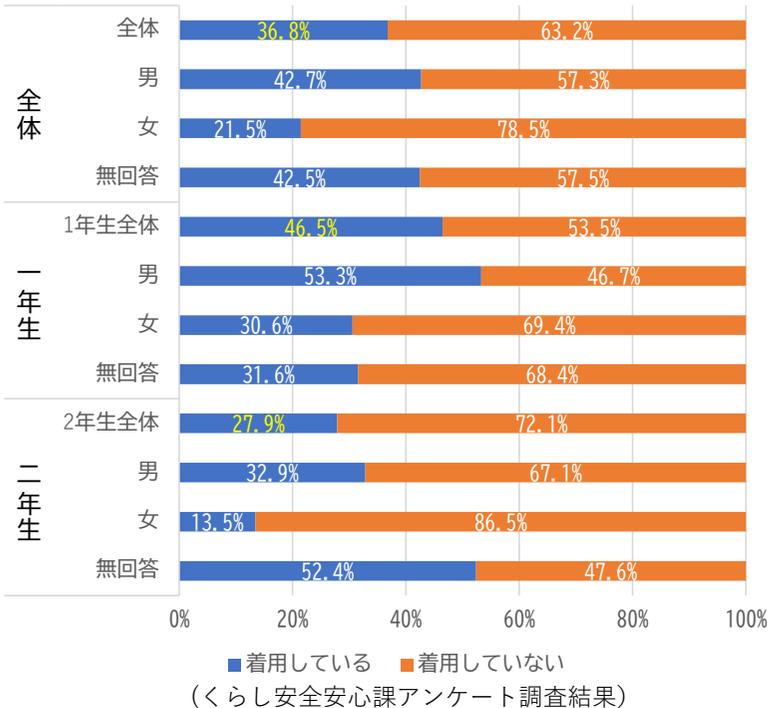
R4.4.1 栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

R5.4.1 改正道路交通法施行

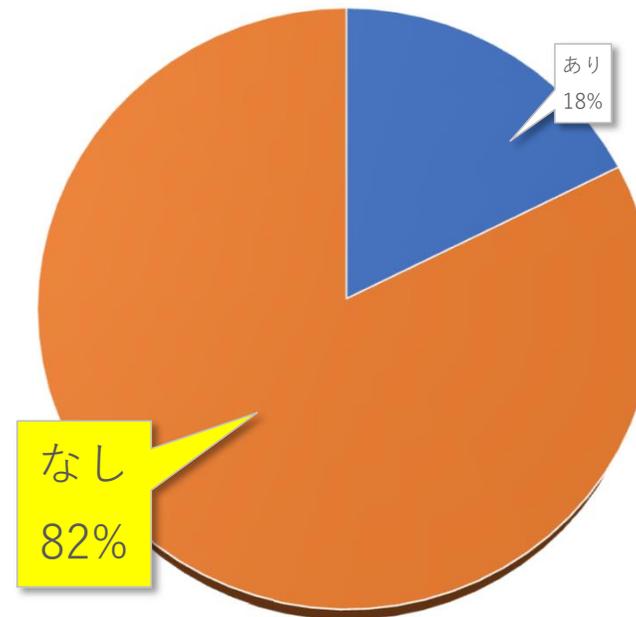
自転車のヘルメット着用努力義務が明文化！ …したけれど！



R7.1 着用推進校におけるヘルメット着用率



R5 自転車負傷者のヘルメット着用率



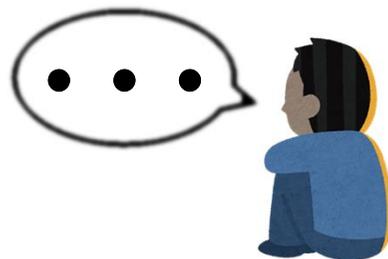
(データ引用：栃木県警察)

もっとかぶって
ほしいまる…



1. はじめに

保険加入の必要性



賠償額	裁判所	時期	加害者（当時）	被害者・負傷状況（当時）	過失・違反態様
約9,521万円	神戸	H25.7	11歳男児	62歳女性（歩行者） 頭蓋骨骨折、植物状態	下り坂、相手に気付かず
約9,266万円	東京	H20.6	男子高校生	24歳男性会社員（自転車） 言語機能喪失	車道斜め横断
約6,779万円	東京	H15.9	男性	38歳女性（横断歩道歩行） 脳挫傷等で死亡	片手運転で下り坂 高速走行
約5,438万円	東京	H19.4	男性	55歳女性（横断歩道歩行） 頭蓋内損傷等で死亡	信号無視
約5,000万円	横浜	H17.11	16歳女子高校生	57歳女性（歩行者） 歩行困難などの後遺障害	無灯火、携帯電話 使用

全国的に高額賠償事故が発生！



1. はじめに

保険加入の必要性



R4.4.1 栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 施行
(抜粋)

【第10条】 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 学校の設置者は、児童、生徒又は学生が自転車を利用するときは、当該児童、生徒又は学生に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

【第12条】 自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。



1. はじめに

道路交通法の改正

R6.11.1 ながらスマホ運転の罰則強化
酒気帯び運転にも罰則適用



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
3年以下の懲役又は10万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ	酒気帯び運転および幫助
<p>スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画像を撮影する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。</p>	<p>自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車への提供に対して新たに罰則が整備されました。</p>
違反者は、 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 交通の危険を生じさせた場合、 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	違反者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 自転車の提供者は、 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 酒類の提供者・同乗者は、 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は 自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に關し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。

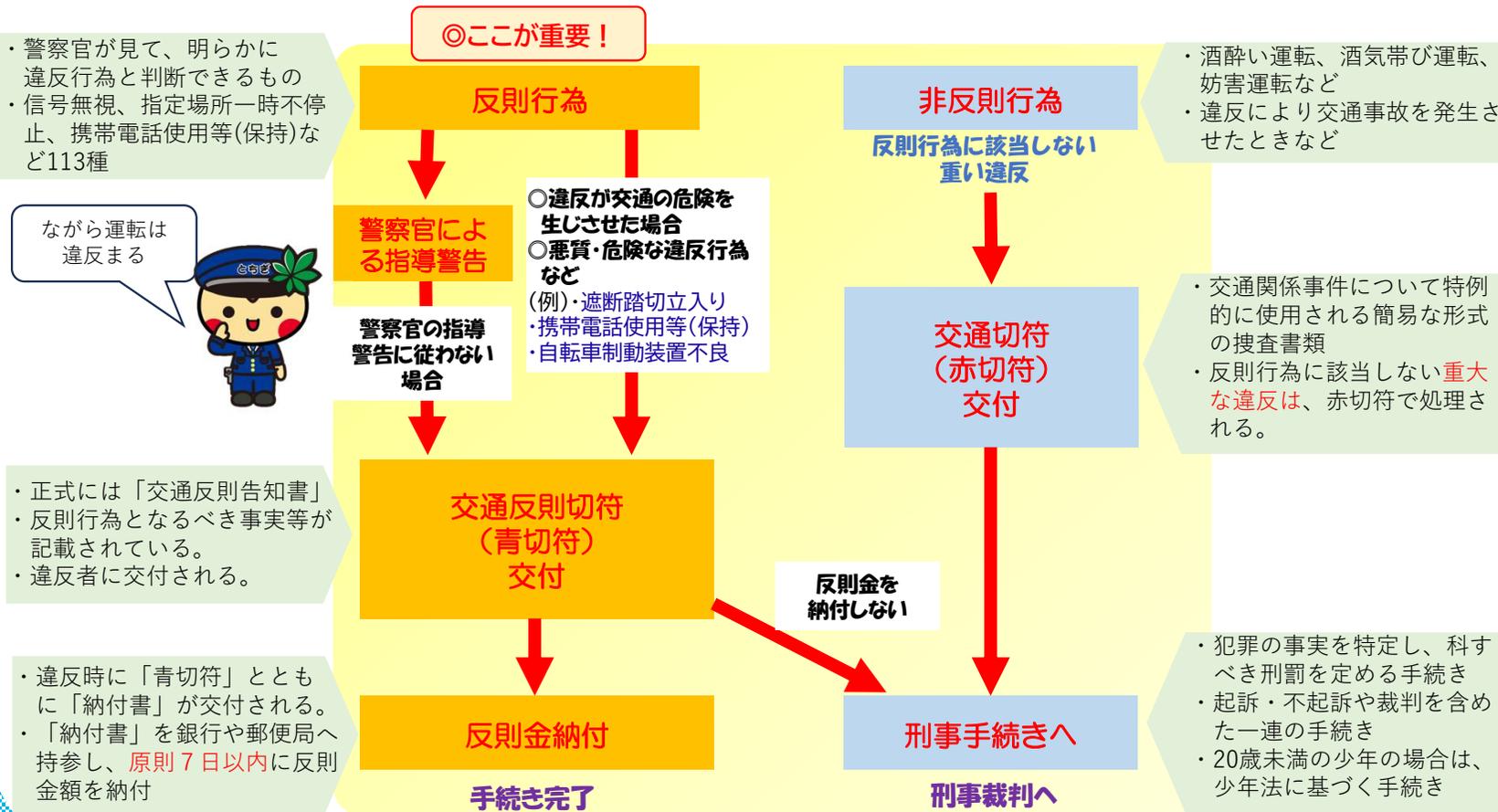
危険行為 信号無視、横断歩道一時不停止、道路幅員入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



1. はじめに

🚲 道路交通法の改正 ◎R8.4.1 自転車に交通反則通告制度の導入 ◎対象年齢：16歳以上

➤ 交通反則通告制度とは・・・反則行為(交通違反)をした16歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、反則金を任意に納付したときは、刑事手続きに移行することではなく、その反則行為について起訴されない制度です。反則金を納付すれば、手続きは終了となります。



1. はじめに

主な反則行為	反則金額
携帯電話使用等（スマホなどを手に持って使用）	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視（赤色等） 通行区分違反（逆走、歩道通行など）	6,000円
指定場所一時不停止等 公安委員会遵守事項違反（傘差し、イヤホンなど）	5,000円
並進（横に並んでの走行） 2人乗り	3,000円

- ※16歳以上を対象とする
- 113種類程度の違反を対象とする
- 悪質で危険な行為が取締りの対象となる

